

No. 9 刈谷市

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
産業環境部 環境推進課		0566-62-1017	直 通	0566-24-3481
住 所	〒448-0842 刈谷市東陽町1-1		担当者氏名	稲吉 崇太
U R L	https://www.city.kariya.lg.jp/ku-rashi/pet/1003920/1003934.html		E-mail	kankyo@city.kariya.lg.jp

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	転換に要する費用（流入及び放流に係る管きょ並びにますに係る費用を除く）経費の額に10分の4を乗じて得た額（千円未満切り捨て）	転換に伴うみなし浄化槽の撤去に係る費用（千円未満切り捨て）	転換に伴うくみ取り便槽の撤去に係る費用（千円未満切り捨て）	転換に伴う浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水用）、住居の敷地に隣接する側溝までの放流管及びますの設置に要する費用（千円未満切り捨て）
5人槽	360,000	120,000	90,000	300,000
6～7人槽	462,000			
8～10人槽	585,000			

(2) [令和7年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
5	2	1					8

前年度実績基数（1基）

(3) [補助対象地域]
下水道法に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物）に居住し、かつ当該専用住宅に現に住所を有する者
- ②転換（設置する浄化槽の処理対象人員が10人以下である場合に限る）を行うもの
※転換とはみなし浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、浄化槽を設置するもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を伴わないものをいう

(6) [欠格要件]

- ①法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに、浄化槽を設置する者
- ②専用住宅又は当該専用住宅に係る土地を借りている者で当該専用住宅を貸している者の承諾が得られないもの
- ③市税を滞納している者
- ④刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①法第5条第2項の期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②設置場所の案内図及び配置図
- ③転換に係る工事費用の見積書の写し
- ④貸主の承諾書（専用住宅等を借りている場合に限る）
- ⑤みなし浄化槽又はくみ取り便槽の状況が分かる写真
- ⑥住民票の写し
- ⑦その他市長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：当該年度の2月末日までに提出する
 - ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
 - ②浄化槽法定検査契約書及び浄化槽法定検査依頼書の写し
 - ③転換に要した費用の領収書の写し
 - ④浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
 - ⑤みなし浄化槽又はくみ取り便槽の最終清掃実施記録の写し（転換に伴い撤去した場合に限る）
 - ⑥浄化槽廃止届書の写し（みなし浄化槽からの転換に限る）

- ⑦施工後の写真
- ⑧その他市長が必要と認める書類

(9) 【 その他 】

- ①既設みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限12万円の上乗せ補助を行っている
- ②既設くみ取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ③既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に7万5千円～12万円の補助を行っている
- ④みなし浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に要する配管費用を30万円まで加算補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください